岩手県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月17日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸 之

岩手県収用委員会規則第1号

岩手県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

岩手県収用委員会運営規則(昭和56年岩手県収用委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務局長の専決事項)	(事務局長の専決事項)
第17条 事務局長は、次に掲げる事項について専決することが	第17条 事務局長は、次に掲げる事項について専決することが
できる。	できる。
(1)~(21) [略]	(1)~(21) [略]
(22) 特別措置法 <u>第38条の2第2項</u> (特別措置法第45条にお	(22) 特別措置法 <u>第38条の2第3項</u> (特別措置法第45条にお
いて準用する場合を含む。)の規定により裁決を行うべき	いて準用する場合を含む。)の規定により裁決を行うべき
期日を通知すること。	期日を通知すること。
(23) 特別措置法 <u>第38条の2第3項</u> (特別措置法第45条にお	(23) 特別措置法 <u>第38条の2第4項</u> (特別措置法第45条にお
いて準用する場合を含む。)の規定により事件に係る書類	いて準用する場合を含む。) の規定により事件に係る書類
を送付すること。	を送付すること。
(24) 特別措置法 <u>第38条の2第4項</u> (特別措置法第45条にお	(24) 特別措置法 <u>第38条の2第5項</u> (特別措置法第45条にお
いて準用する場合を含む。)の規定により、事件を国土交	いて準用する場合を含む。)の規定により、事件を国土交
通大臣に送った旨を通知し、及び公告すること。	通大臣に送った旨を通知し、及び公告すること。
(25)~(27) [略]	(25)~(27) [略]
通大臣に送った旨を通知し、及び公告すること。	通大臣に送った旨を通知し、及び公告すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。